

○山陽小野田市国民健康保険運営協議会規則（案）

平成17年3月22日

規則第99号

改正 平成18年3月31日規則第17号

平成20年3月31日規則第23号

平成22年3月31日規則第18号

平成30年3月30日規則第14号

令和元年5月15日規則第30号

令和3年〇月〇〇日規則第〇〇号

（趣旨）

第1条 山陽小野田市国民健康保険条例（平成17年山陽小野田市条例第115号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 委員の任期は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第4条の規定により3年とし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 会長は、政令第5条の規定により定める。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面による議事)

第6条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(結果の報告)

第7条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部国保年金課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月15日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山陽小野田市国民健康保険運営協議会規則の規定

は、令和元年度以後に選任された委員の任期について適用し、平成30年度までに選任された委員の任期については、なお従前の例による。